

沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する 条例

沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例（平成18年沖縄県条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表7の項中「20,000円」を「30,000円」に改め、同表11の項中「20,000円」を「30,000円」に改め、同表13の項中「第69条の8第2項」を「第69条の8第2項本文」に、「22,000円」を「42,000円」に改め、同表14の項中「12,000円」を「22,000円」に改め、同表26の項中「第37条の15第1項」の次に「の規定に基づく介護保険法施行規則第140条の68第1項第1号」を加え、「24,000円」を「36,000円」に改め、同表に次のように加える。

27 介護保険法施行令第37条の15第1項の規定に基づく介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号に規定する研修を受けようとする者	主任介護支援専門員更新研修 実施手数料	24,000円
---------------------------------------------------------------------	------------------------	---------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表7の項、11の項及び13の項の改正規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申込みを受けたものから適用し、同日前に申込みを受けたものについては、なお従前の例による。

平成28年2月16日提出

理 由

介護支援専門員実務研修実施手数料等の額を改めるほか、主任介護支援専門員更新研修実施手数料の徴収根拠を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。